

麻しん・風しん臨床診断例の届出のお願いと検査の流れ

令和5年6月 浜松市保健所生活衛生課

医師が届出基準を満たす麻しん・風しん患者を診断

麻しん・風しんでは、検査診断例に限らず臨床診断例としての届出をお願いします

医師が感染症法 12 条に基づく発生届を直ちに提出

臨床診断から直ちに届出（電話 453-6118 FAX 453-6230）

- ① 感染症法に基づく発生届、患者調査票を生活衛生課へ提出
保健所へ届出を行うことと保健所による調査がある旨とお伝えください。
- ② 検体採取（検体の種別：咽頭拭い液・血液・尿）

※感染力の強さに鑑み、外出や人との接触を避け2次感染を防止するようご指導ください。

行政検査は保健所職員が検体回収

保健所から医療機関に連絡・調整の上、検体を随時回収（原則保健所開庁時間内）

行政検査は、浜松市保健環境研究所にて RT-PCR 検査をおこないます。

検体採取方法(すべて蓋付容器で、回収までは冷蔵保存)

- ① **咽頭拭い液** 滅菌スピッツ等の滅菌容器に2～3cm程度の深さまで生理食塩水を入れ、咽頭を十分に拭った滅菌綿棒を浸してください。綿棒は容器に入る長さにカットし、容器の中に入れてください（取り出して廃棄しない）。
- ② **血液** EDTA 血用またはクエン酸血用の採血管を使用してください。ヘパリンの添加された採血管は、PCR 検査には使用できませんので、ご注意ください。1～2ml以上の血液を採取してください。
- ③ **尿** 10～20ml程度の尿を採取し、滅菌スピッツ等の滅菌容器に入れてください。

保健環境研究所に検体を搬入し検査実施

研究所は検体搬入から1～2日後までに保健所へ検査結果を報告

保健所から医師(医療機関)に検査結果報告

保健所から医療機関へ電話・文書で検査結果を報告

陽性の場合→ 医師から患者への検査結果の告知と保健所から調査のある旨お伝えください。

陰性の場合→ 医師の了解を得て、発生届の取り下げの処理を行います。

(抗体検出による検査診断例の届出の場合は異なります)